

第5回福崎町自治基本条例検討委員会(議事録概要)

日 時 : 平成 25 年 4 月 10 日(水) 10:00～12:00

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

出席委員 : 岡田委員長、中田副委員長、石田委員、志水委員、小林委員、宮内委員、松岡政委員、
城谷委員、谷口委員、松岡博委員、森井委員、埴岡委員、山本委員

福 崎 町 : 嶋田町長、橋本副町長

(事 務 局:企画財政課 福永課長 森係長 山本主査 川上主事)

欠 席 者 : なし

【会議概要】

1. 開会

2. あいさつ

委員長 おはようございます。1月に第4回目があり、そのあと、パブリックコメントが実施されました。本日は、それを踏まえながら改めて文案を検討し、できれば次回までに成案を作っていたかどうかと考えております。よろしくお願い致します。

町長 第5回福崎町自治基本条例検討委員会にご出席いただきありがとうございます。
平成25年度が始まりもう10日が経ちました。新しい人事、新しい方針という形で進めているわけでありますが、今年度の1つの大きな柱がこの自治基本条例の制定ということになっています。皆さんのご議論を聞かせていただき非常に楽しい思いをしているわけでございます。皆さんの充実したご意見で素晴らしい素案ができますことを心から願っております。どうぞ本日もよろしくお願い致します。

3. 福崎町自治基本条例（素々案）について

○ 資料説明(ふりかえり)

事務局 (事務局から資料説明)

※質問のあった町民憲章と自治基本条例との違いについて事務局の考えを説明。また、2月に行ったパブリックコメントの結果について報告。

○ 質疑

委員長 パブリックコメントについては、住民の意見ということで、当委員会においても尊重していくことが基本になろうかと思うが、いわゆる法的な意味での拘束性はない、むしろ委員の皆さんがこのようなご意見を聞き、それを踏まえた上でどのような形にしていくのかという事を検討していただければと思う。

委員 パブリックコメントの意見で、「反社会的な団体が簡単に地方行政に直接関与でき、影響を与えることができる条例になる」という意見が出ているが、町の考え方としては住民の福祉に反する活動を行う人・団体との参画や協働等を行わないものと考えていますということに

なっている。

第5条に「町民は参画する権利を有する」とある。ではどこで区切りをつけるのか？反社会的行動を行うとは、人によって基準が違うと思うがどうか？

委員長 確認だが、今はパブリックコメントについての議論なので、委員の皆さんが意見を出していただくのは構わないが、あくまでパブコメの内容をどのようにして理解すればよいかという点がポイントになるかと思う。パブコメの意見に基づいて議論をしてしまうと、話があっちやこっちに行ってしまうので、その点はご了解いただきたい。

今の質問はパブコメを出した方に代わり委員が質問していると受け止めてしまうが、それをすると言話が錯綜してしまう可能性がある。

委員 町の考え方の内容がよく分からないということである。どこで区別をつけるのかが分からない。簡単に「協働を行わないものとする」と書いてあるが、それがよく分からない。

事務局 反社会的団体と具体的には記載されてはいないが、日本国憲法では権利に関し、「これを濫用してはならない」「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」と規定されている。住民の福祉に反する活動を行う人・団体については、文書や行動などによって判断していくものと考えている。

委員 1 ページ目の 6 番の外国人の住民投票や参政権に関する意見ですが、町の回答では地方自治法第 10 条第 1 項では外国人も含むように書いてあるが、地方自治法第 11 条、第 12 条、第 13 条において「日本国民たる住民は・・・」となっている。第 10 条についても、「日本国民たる住民は・・・」となるのでは、国籍を問はないと解釈するというのは間違いではないか。

事務局 6 番の回答は、改めて「町民」の定義を示している。そのうえで、下から 4 行において説明している通り、「具体的な権利や責務、受益や負担が問題になってくる場合は、その内容に照らしてそれぞれの条例等（例えば住民投票条例など）で改めて範囲を限定する必要があると考えています。」とその場その場で、判断を行うものと考えている。

委員長 おそらくご指摘のところは、11 条住民の選挙権、12 条の条例の制定改廃請求権及び事務の監査請求権、13 条の議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権、いわゆる投票権に関わる、選挙権に関わる規定である。これは我が国では元より法人に選挙権が与えられているわけではないので、ご指摘のとおり「個人」である。そして日本国籍を持ついわゆる日本国民という規定がここに係るのは当然だが、10 条になると住民の定義になるので、住民の定義と、いわゆる 11 条以降の選挙権の権利主体とはやや違う形になる。つまり住民は自治体の役務を享受する主体という形で定義され、選挙権等を規定する 11 条以降に「日本国民たる……住民」という規定があるからといって、すぐさま 10 条の住民が、日本国

民たる個人となるとは必ずしも限らない、と理解される。

委員 しかし憲法前文に記載してある国民は、日本国民たる国民であると思う。国籍を問わないというのは絶対にはないと思う。

委員長 10条を読むと、「市町村の区域内に住所を有する者」とあるので住所を有するという部分に住民の規定がある。これは町民とは違うが、住民そのものに該当する規定というのはその市町村に住所を持つかどうかということになるかと思いますが、そこが地方自治と国政との違いにも関わっている部分なので、言われるような解釈の違いが出てくるところでもある。

委員 外国人を住民とすると、外国人には在日特権があり水道料金や下水道使用料などいろんなところで、また、生活保護も優遇で平成23年大阪では日本へ来て2週間で生活保護費などを請求していますし、掛け金無しで年金受給可能になっているし、ものすごい特権があり日本人の血税が在日の外国人に垂れ流されている。それに加えて日本人として住民として同じように優遇するというのは、そんな国は世界で日本以外には無いと思う。

委員長 ではこの規定についての解釈については改めて事務局の方で検討いただくということでお願いしたい。町で確認していただき、先程の委員の意見に対しての明確な見解を示していただくということではよろしいか？

事務局 分かりました。

委員長 パブコメの意見には、規定が曖昧だという意見が多かったと思う。例えば住民やまちづくり、協働であるとかいう言葉、町や議会、町民の定義が曖昧だという点についてご指摘があった。一般的に申し上げると、自治基本条例は、地方分権が進んでいく中で、住民が一緒になってその地域を作り上げていくことを促進する点に1つの本質があるわけであり、ではその範囲をどこにするのか、まちづくりといった場合にどこまで何をするのか、場合によっては誰がどのような役割を担うのかという事は、今後の問題であり、そこが曖昧だということは私は致し方ないというか、現実の中でそれを具体化する中でもう少し見えてくるのではないかと、あるいはそれこそ福崎町の特徴が現れる領域になるのではないかと、とも思う。確かに条文としては曖昧な点はいくつかあるが、この点は条文の欠陥というよりはむしろこれ自身が今後未来に向けての課題というふうに受け取るべきではないかと、私個人は考えている。

余分な意見を申し上げて恐縮だが、パブコメについてのご質問はないだろうか？

委員 意見というよりは思ったことだが、パブコメは町全体に流しているわけだが、5通というのは他のパブコメでもこれくらいなのだろうか？

事務局 数という点では、全然無いというところもあるし、数件というところも多いようである。

委員 それだけ賛同されているというふうにもとれるし、それだけ無関心ともとれるが、もう少し他に方法があつて、意見があればよかったのではないかと感じた。

委員長 パブコメは大学などでも行うが、数が少なく、果たしてそれでよいのか、もう少し手続きを考えないといけない、といつも思うが、一般に数が多くないというのが実態である。今回のパブコメについては、その数についても皆さん自身で評価していただくことになろうかと思う。

委員 姫路市で3月議会に自治基本条例案の提出を断念したとあり、市議や市民から市民の定義は何なのかなど内容への懸念や反対の声があり、さらに検討する事にしたとある。全国各地でもこの自治基本条例制定の動きが頓挫している。ちなみに姫路市自治基本条例審議会の委員長を務めた新川達郎同志社大学大学院教授は、橋下大阪市長が関西広域連合の道州制研究会の座長に選出している。福岡市もこの住民にとって何一つ良いことの無い基本条例制定を中止してはと希望する。自治基本条例は地域主権、町民が主役という一見希望に満ちたものとは裏腹に、中身は長年福岡市に納税し住んでいる人々をないがしろにし、陥れるものである。町に税金も納めていない地域の人々や外国人達と同列に扱い、彼らの都合の良い町を作るのを目的としている。一旦この基本条例が制定されればそれを実行支援するために新たな役人の仕事が増え雨後の筍のように支所が新設される、つまり定年退職後の役人の天下り先を確保するためにこの制度を制定しようとしている。住民にとって反って害のある条例を制定して血税の垂れ流しをされてしまう。この悪条例を押し進めているのは、自治労やそのシンクタンクである地方自治総合研究所～議会で多数派を形成できない左翼勢力がNPOや市民団体を名乗って直接行政に手を突っ込むような隙を作ることとしている。第2次安倍政権で、教育再生実行会議委員の八木秀次高崎経済大学教授がそのように喝破している。このような基本条例は即刻制定を廃棄にしていきたいと思う。

また、前回の検討委員会で委員長が「地方分権と地域主権はほとんど同じ」と発言されたが、これは全く違うと思う。平成23年暮れから1月にかけて国会で民主党が提案してきた地域主権改革推進室なるものは憲法に定める国民主権に反すると自民党の強硬な反対にあつて、法案名と条文から地域主権という文言の全面削除に迫り込まれた。そして本年1月11日、新藤義孝法務大臣が民主党の鳩山由紀夫政権で内閣府に設置された地域主権戦略室の名称を同日付けで地方分権改革推進室に変更することを明らかにしている。地方分権と地域主権とは似て非なるものと自民党の木原みのる議員が喝破しています。主権は国民の統治体である国家に主権がある。国家の主権を地方に移譲することが地方分権になり、地域が新たに主権を持つというものではない。地域が各々独自の主権を持つことはその時点で国家の体を成していないことになる。さらに地域主権と外国人地方参政権はリンクしている。主権の最たるものが選挙権、選挙によって選ばれた者が国を代表して法律や条例を作るということである。国家主権では当然国籍を有する国民が選挙権を持つことになる。一方、地域主権ではその地域の住民が、外国人を含め選挙権を持てるということになる。日本は国民主権の国であり、国民の総合体である国家に主権がある。このように地域主権と地方分権は全く別物といえる。また、地域主権となると、その地域で軍隊を持つと

自衛隊を排除しようと勝手にできるということになってしまう。

委員長 現在はパブリックコメントの概要について理解をするところなので、委員が意見を持っている事は存じているが、場が違っているので・・。

委員 先程委員長が自治基本条例を制定する意義について意見を言われていたので、私なりに自治基本条例の意見を述べ、反論させてもらった。

委員長 分かりました。では今後の中で事務局から条例の中身の修正等の説明があるのでその中で述べてもらいたいと思いますがそれでよいか？

委員 分かりました。

事務局 (資料に沿って前回の委員会で出た質問の対応方針について説明。)

委員長 前回に条例案を一通り最後まで見た形になったので、全体的な部分についても意見をいただきたい。前委員会で出た意見への対応方針について5点説明があったが、その事についてはどうか？

委員 障害という言葉についてひらがなを使っていたと思うが、その気持ちを尊重していただきたいと思う。

委員長 障害という字については検討いただいた方がよいかもしれない。最近は「障がい」とひらがなで書く場合もある。ただ、行政文書でどのようになっているかは理解していない。できればそのあたりを検討いただければと思う。

事務局 分かりました。

事務局 (資料に沿ってパブコメや内部委員会を踏まえての条例修正案について説明。)

委員 柳田國男の「國」という字だが、固有名詞なので昔の「國」になっている。福崎町の第4次総合にも同じように書いてあるが、広辞苑には「国」で表記されているので、この字で間違いないか？

委員 山桃忌という柳田國男を偲ぶものがあるが、「柳田國男」という字で表記しているので、私は古い字でよいと思う。

町長 やはり遺族がご健在なので、旧の「國男」という名前に固執されますので、福崎町としては時代が進んだ時にどうなるかというのはよく分かりませんが、まだ遺族の方が山桃忌にはお

見えになりますから、ここ当分の間は、柳田國男さんが親から付けてもらった「國」でいくというのが福崎町の意思統一です。ただ、長い将来においてはどのようになるか分かりません。

委員 よく分かりました。私もそう思います。親に付けていただいた名前を、後世の人が安直に変えるということはいかななものかと思うので、町長の言われた考えで腹にすんと落ち着いた。ありがとうございます。

委員 失礼します。14条の説明書き中に自衛隊が入っていない。なぜ入っていないのか？阪神淡路大震災や東北の大津波の際にも自衛隊無しでは救助も復興もあり得なかった。今日、今の瞬間にも北朝鮮の弾道ミサイルが日本を直撃するかもしれない。その時は自衛隊しか頼るところがない。一番に自衛隊を入れるべきだと思う。

中国は国防動員法を施行した。これは国内の自国民だけではなく、海外にいる中国人観光客や留学生、労働者も含んでいる。発動されれば、昨年中国で起きた暴動が日本で展開されてしまう。店や工場が略奪され焼き討ちされ、日本人が殺されるかもしれない。日本の警察では対応できず自衛隊出動が必要になるので、治安維持に自衛隊を加えるべきだと思う。

委員長 地方自治の領域であるため、電気やガス、通信事業者は主に地域に限定した記載したものでらうと思う。自衛隊は国の機関であるため、そのあたりが意識されてこの事例を記載している。「等」なのであくまで例示に過ぎず、記載すること自身があまり大きな意味を持つとは思えない。記載の原則としては、おそらく地域社会に極めて深い関わりがある関係機関をここに例示しているというふうに私は理解している。その意味でいくと、自衛隊というのは性格が異なると思うが、もし委員会の中でどうしても入れた方がいいということになれば、入れること自身は大きな問題があるとは思えないがいかがか？

委員 自衛隊という文言を入れることにより自衛隊員が誇りに思ったり、やりがいを感じられたりすると思う。また、自衛隊は姫路に駐屯地があるし、密接に関係しているので小さな災害でも助けを借りたりするので、やはり自衛隊を一番に入れるべきだと思う。

委員長 個人的な意見を許してもらえるのであれば、違和感はある。理由は先程申し上げたとおりである。

委員 自衛隊を発動する前に、行政では知事が要請するように捉えているが、それが市長や町長なりに下りてくれば、町長が要請できるのかどうかという考え方はどうなっているのだろう。私は知事が要請できるような印象があるが。

委員 東北の大津波の際は知事ではなく市町村長が要請したように記憶している。

委員長 この説明書きで言っている事は、主に地域の、もちろん生命等の安全なので、言われるとおり自衛隊が関わる可能性が無いわけではないが、書かないからといって自衛隊が入らないわけではないと思う。

委員 連携協力ということなので、警察は地域と密接に関係しているが、自衛隊は元々密接には関係していないと思う。知事が発動権を行使すれば当然現地に向かってくれる。

委員 しかし東北の大津波の際は市町村長が自衛隊を要請したと思う。また、天皇陛下も警察や消防機関と一緒に、戦後初めて自衛隊という言葉を加えられたうえで感謝の意を表されている。やはり自衛隊は必要だと思う。

委員 今のご意見だが、私も被災地に当初から現地に入っていた。自衛隊は主に海に面した部分、行方不明者などの捜索に向かったということだったと思う。

自衛隊は、これから起こりうる被災や事故、事件が起きた際に住民の生命に関わることにに関してそれを守るという形で国や地方の責任者の要請でいくということである。ただ単にその地域にだらだらといるというわけではないと思う。彼らは確実に作業をやっていましたし、それで実際に作業の過程で PTSD に悩まれている方も未だにいる。

そのような状況が起こればということになると思うが、そういう状況が起これば、ということなのだろうと思う。その過程でそれぞれ国や自治体が判断するということになると思う。

副町長 防災計画があり、自衛隊の派遣要請については知事であっても市町村長であっても要請することができます。先程委員が言われていたように、人命または財産を保護するため応急な実施が必要である場合、各市町村における災害対策本部だけでは対応が不可能な状況の際に、自衛隊へ派遣を要請することができるとされています。

例えば福崎町で災害が起きて自衛隊を要請した場合、市町村長から県知事へ要請をかけた、という連絡が必要であるということです。また、自衛隊だけが災害復旧や治安維持をするということではなく、国においての各地方整備局がありますので、各管轄内の整備局だけでは対応できない事もあるので全国ネットを持っています。福崎町も地方整備局と応援協定という形で結ばさせていただき、当町で災害が起きた際には、近畿地方整備局だけでなく全国の地方整備局へ応援要請をかけ、そこから職員が集まるような形になっています。したがって、例示については委員の皆さまで議論をしていただくということになるかと思います。

委員長 ありがとうございます。では、この例示についてどこまで書くかということであるが、自衛隊や地方整備局の文言も入れるかどうかだが？

委員 あくまで関係機関の例示に過ぎないので、自衛隊などの文言が無くても十分住民の危機管理はできると思う。

委員 自治基本条例という観点からは自衛隊はマクロ的である感じがする。当然災害が起きれば市町村長が派遣を要請するのだから、その前に自律(立)や共助などの段階を踏むとすれば大げさである、という印象は否めない。

委員長 ちょっと判断がつかず戸惑っている雰囲気だが他に意見はないか？

委員 失礼します。第13条だが、財政状況に関する情報を町民に分かりやすく説明することだが、分かりやすくとは聞こえがよいが、役場の掲示物が中国語やスペイン語その他様々な言語で表記するよう要求される。その負担に町の財政は耐えられるのだろうか？

委員長 その前に自衛隊の意見について整理させていただきたい。今の雰囲気からすると、自衛隊を入れた方がよいという意見があるものの、明確に反対するわけではないが、ここにその文言を入れるのにはいかがか、という意見も多い気がする。

委員長 あくまで説明文は例示であり、通信事業者等の「等」の中に含むという事では、委員はどうしてもダメということでしょうか？

委員 はい。

委員 失礼する。決を採る前に、やはり検討委員会であり、このような様々な意見が出たので、事務局の方に一任するということはどうだろうか？

委員長 事務局としてはどうか？

事務局 分かりました。内部で幹事会などもあるため、そちらで検討したいと思います。

委員長 ではそれをお願いしたい。他にないか？

委員 失礼します。第16条第1項だが「町民」の前に日本国民たると入れて欲しい。でなければ先程言ったように様々な言語で表記するよう要求されてしまう。在日特権が優遇され納税していない外国人に福崎町の血税が垂れ流しにされてしまう。

委員長 町民の定義は第2条にあり、必ずしも日本国民だけを含むということではないという事で検討いただいたと思うがいかがか？

委員 矛盾すると思う。この条例自体が血税の垂れ流しの条例である。

委員長 言われる主旨は分かっているが、そうすると全部やめないといけない対象になってしまうので、議論の進行上、今の段階でそれを言う以上は相当な根拠が必要になるがそれはどう

か？条文の中身について検討しているところなので…。ダメと言われてそうですか、ともなかなかいづらい。中身について議論を進めていくということで理解願いたい。他に質問等はないか？

委員 第9条第3項だが、政策、施策及び事業ということを政策等としているが、第12条の説明書きとの関連性を確認して欲しいことと、20条の政策等に事務事業が入っているため、そのあたりの整理を検討した方がよいと思う。

事務局 整理をしたいと思います。

委員 第22条の附属機関等へ参加ということだが、参加は有権者のみにすべきだと思う。町民には赤ちゃんから少年も含まれているので有権者に限定すべきである。また、町民を参加させることは議会制民主主義に矛盾するものではないか？議員の役割はどうなってしまうのだろうか？

事務局 それぞれ附属機関は設置の際に参加者を検討することになるので、その都度検討することになる。

委員長 それぞれの時に参加者を検討することだと思うので、今日生まれた子供から含めるとは私も理解していないがどうか？

委員 これは条文なので、いかようにも意味がとれる条文にしてしまうと混乱が起きるので、きちんと年齢や有権者などの文言を書いておくべきだと思う。

委員長 一般的には参加というのはそこまで限定的な解釈をしておらず、むしろ一緒になって協働していこうという主旨である。確かに条文は曖昧であるが、これまで行政主導であったまちづくりに関して町民が一緒になって協働していこうという主旨で書かれているので、厳密にすると逆に協働の意味が消えてしまうような気もする。

委員 イベントなどの参加は子供でも少年でも外国人でもよいと思うが、町政はイベントとは次元が異なる。きちんと有権者のみにするなど記載が必要であると思う。

委員 委員の意見は、先程から町民とは何かという条文の初めから関わる部分だが、町民という範囲を初めに定義している以上、有権者に限るという事は条例の主旨に反するような気がすると思う。

委員長 確かにこの条例のそもそもの主旨、という観点から議論いただきたい。

委員 第22条には審議会という言葉がある。これは町政なので政治になるので、その政治に15

歳の少年などが参加してもよいという風にもとれる。イベントに参加することは歓迎し進められるべきことだと思うが、やはり町政とイベントは次元が違う。

委員長 言われる事は分かるが、先程言われた地方分権の観点から見たとすると、地域の方々が地域の計画に直接関わっていくという主旨だと思う。参加の仕方は色々あるわけであり、それはパブコメや審議会などの方法がある。それこそ他にはこれからの福崎町を背負っていく高校生などが意見を言う場面があってもいいと思う。そういう主旨だと思うので、なにも高校生が学校を休んで審議会に出るということは想定されているとは思えない。なので、そのような主旨で理解していただき、ガチガチになってしまわないようにより柔軟に意見を聞く場面を作っておくということで参加という意味を理解する、という形になると思うがそれでもダメだろうか？皆さんはいかがか？

委員 私は委員長の考えでよいと思う。

委員長 では曖昧な部分も残しているが、その方が柔軟になれると思うのでその方向でいきたいと思う。

本日の議論はここまでにして事務局の方から今後の説明をお願いしたい。

事務局 (資料により今後のスケジュールについて説明。)

委員長 事務局から説明があったが、次回で町長へ提案していくことになります。もし修正点等の意見があれば次回の検討委員会を出していただく若しくは事務局まで連絡いただきたい。

事務局 次回に修正点等を整理し、町長へ提案していただくことになるが、時間があれば、これまでの委員会を振り返って、また今後の福崎町のまちづくりの提案や議論をしていただくフリーディスカッションの時間もとれればどうかと考えているのでよろしくお願いします。

副委員長 お忙しい中、全員がお集まりいただき検討委員会が開催された事を嬉しく思います。中には基本条例制定そのものについての厳しいご意見もいただいた。さらに修正点もいろいろといってみなさんにご確認をいただいた。この委員会もいよいよ最終を迎えているが、皆さんの知恵を借りながら町条例として恥ずかしくない内容を盛り込んだ案を作りたいと思っている。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

以 上